

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人鹿児島県社会保険協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鹿児島県下における健康保険、厚生年金保険等各種社会保険制度の被保険者（被保険者であった者を含む。）及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）の福利を増進し、社会保険制度の普及発展及び事業の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会保険制度の普及、発展、向上に寄与するための広報及び宣伝並びに調査研究
- (2) 被保険者等の福利増進及び健康の保持増進のための事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鹿児島県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものとする。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 金融資産 | (2) 会費 |
| (3) 寄附金 | (4) 資産から生ずる収入 |
| (5) 事業に伴う収入 | (6) その他の収入 |

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき、又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(経費の支弁)

第7条 この法人の経費は、第5条の資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、確実な銀行に預け入れ、若しくは国債又は確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業運営上必要ある場合においては、不動産を購入することができる。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1) 事業報告 | (2) 事業報告の附属明細書 |
| (3) 貸借対照表 | (4) 正味財産増減計算書 |
| (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 | |

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款を事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第12条 この法人が第4条の事業以外の事業を受託する場合には、これを特別会計として経理することができる。

2 前項の特別会計の設置、その他必要な事項に関しては、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第4章 会員

(会員)

第13条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した鹿児島県内に事業所を有し、健康保険又は厚生年金保険の被保険者を使用する事業主又は事業所を代表する者とする。

(入会)

第14条 会員として入会しようとする事業主又は事業所を代表する者は、別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

(会員の資格喪失)

第15条 会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 健康保険又は厚生年金保険の被保険者を使用しなくなったとき

(退会)

第16条 会員は退会しようとするときは、別に定める退会届を提出して退会することができる。

(会費)

- 第17条 会員は、この法人の経費に要する会費を負担しなければならない。
2 前項の会費の負担に関し必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

第5章 評議員

(評議員の定数)

- 第18条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第19条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第172条から第175条の規定に従い評議員会において行う。
2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ 当該評議員の使用人
ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
イ 理事
ロ 使用人
ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者
ニ 次に掲げる団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
① 国の機関
② 地方公共団体
③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学校法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

- 第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の完了する時までとする。
3 評議員は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第21条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 評議員会

(構成)

- 第22条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第23条 評議員会は、次の事項を決議する。
(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事又は監事に関する報酬等の額の決定
(3) 評議員に関する報酬等の支給の基準
(4) 定款の変更
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分又は除外の承認
(8) その他評議員会で決議するものとして法令及びこの定款で定める事項

(開催)

- 第24条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第25条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第26条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して会議の目的たる事項、日時、場所を示した書面により通知しなければならない。

(決議)

- 第27条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過

半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に関する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議事録作成者がこれに署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第7章 役員

(役員の設定)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。会長以外の理事のうち2名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。なお、常務理事は常勤役員とする。

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長は、理事の中から理事会の決議を経て、会長が任命する。
- 4 常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事は、この法人の理事を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会を招集する。この場合の順位は、予め理事会で定めるものとする。
- 4 常務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づきおこなわなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員に対する報酬等)

第37条 理事及び監事に対して、各年度の総額50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第8章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) この法人の業務執行の決定 | (2) 理事の職務の執行の監督 |
| (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職 | (4) 評議員会の招集に関する事項 |
| (5) 財産の管理に関すること | (6) その他業務の運営に必要な事項 |

(開催)

第40条 理事会は通常理事会として、毎事業年度終了後3か月以内及び3月の年2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。

(招集の通知)

第42条 会長は、理事会の開催日1週間前までに各理事及び各監事に対して、会議の目的たる事項、日時、場所を示した書面により通知しなければならない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に理事として加わることはできない。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会議に出席した議長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌等については、常務理事が会長と協議のうえ、別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第19条についても適用するものとする。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第11章 個人情報保護

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護管理規程による。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業開始年度の開始日とする。

この定款の改正は、平成24年6月11日から施行する。